

昭和 30 年 度

協同農業普及事業年次報告書

農 林 省 振 興 局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法第3章第22条の規定に基づき、昭和30年度における農業及び生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び補助金の交付をうけて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法第40条の規定による歳入、歳出決算の添付書類として、国会に提出するため、作成したものである。

目 次

	頁
I 昭和30年度の予算	1
II 実施された事業の概要	4
A 農業改良普及事業	4
1. 職員の設置	4
(イ) 農業改良普及員	4
(ロ) 専門技術員	4
(ハ) 職員の普及活動の概要	5
2. 資格試験	7
3. 普及地区並びに地区普及所の設置	7
4. 巡回指導施設の整備	8
5. 耕種改善試作圃の設置	8
6. 営農改善設計指導の実施	9
7. 印刷物の作成配布	9
8. 共進会の開催	10
9. 改良普及員の研修の実施	10
B 生活改善普及事業	10
1. 職員の設置	10
(イ) 生活改良普及員	10
(ロ) 専門技術員	11
(ハ) 職員の普及活動の概要	11
2. 巡回指導施設の整備	12
3. 生活改良普及員普及器材の整備	12
4. 農家生活技術改善研究の実施	12
5. 農家基準燃焼設備の設置	18

6. 食生活改善共同施設実験部落の運営	18
7. 生活改良普及員に対する研修の実施	19
8. 生活改良普及員の養成	19
9. 専門技術員の養成	20
C 農業講習施設による改良普及員等の養成	20
D 経営伝習施設による農民の教育	21

I 昭和30年度の予算

農業改良助長法第3章により、補助金を交付される協同農業普及事業の内容は同法第14条により、下記のように規定されている。

1. 専門技術員又は改良普及員を置くこと。
2. 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し、農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。
3. 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。
4. 前2号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

以上の事業について、同法第16条の3の規定により1及び2の事業については、都道府県は配分された国の補助金に都道府県費を2分の1以上加えて支出することが求められているが、(補助率 $\frac{2}{3}$)昭和30年度における農業改良普及事業(補助率 $\frac{2}{3}$ のもの)の経費をみると都道府県の負担額は1,494,577,543円となっており、国の補助金に対し、104%を示している。

農業及び生活に関する普及事業のうち補助率 $\frac{2}{3}$ の事業について、都道府県別の予算額は附表1及び2の通りである。3及び4の事業については、国庫補助金と同額の都道府県費の支出が求められているが(補助率 $\frac{1}{2}$)これらの事業のうち農業講習所及び経営伝習農場の経費についての都道府県別は附表3及び4の通りである。

昭和30年度において定められた国の予算額及び事業別の内容は下記の通りである。

(イ) 農業改良助長法第14条第1項の第1号及び第2号に係るもの。

(1) 農業改良普及事業費補助金 1,437,510,000円

i 農業改良普及職員設置費補助金 1,351,618,000円

農業の改良普及に従事する都道府県の専門技術員及び改良普及員の設置に必要な人件費、指導旅費、事務費である。専門技術員は、29、30年の両年度を通じ4%の減で30年は663人、農業改良普及員は、前年10,793人の1.5%(162人)減で10,651人を設置する。

ii 普及事務所運営費補助金 43,200,000円

地区制度の整備のため改良普及員の駐在する事務所の必要な経費の一部を補助するものである。

iii 巡回指導施設費補助金 14,198,000円

改良普及員の巡回指導に必要な自転車の整備費(タイヤ、チェーンの補修)である。

iv 耕種改善試作圃補助金 24,835,000円

営農改善上の重要課題について農家の協力のもとに農家の圃場を借りて改良技術を総合的

- に実地に応用し、これが普及をはかるための経費で試作圃を設けるための消耗品（肥料、農薬）等である。
- v 印刷物作成費補助金 2,530,000 円
各地方に適切なパンフレット、リーフレット等の印刷物を作成し、改良普及員及び農民に配布するための経費である。
- vi 共進会費補助金 1,129,000 円
共進会、展示会等の開催について、改良普及員が関係して実施されるもの会場費、褒賞費等である。
- (2) 生活改善普及事業費補助金 184,597,738 円
- i 生活改良普及職員設置費補助金 173,665,738 円
農村生活の改善普及に従事する専門技術員及び生活改良普及員の設置に必要な人件費、旅費、事務費である。
専門技術員は前年に引続き、92人、改良普及員は前年の1,568人に対し1.5%の減で、1,551人を設置する。
- ii 巡回指導施設費補助金 2,067,000 円
改良普及員の巡回指導に必要な自転車の整備費(タイヤ、チューブの補修)で1,551台分が計上されている。
- iii 生活改善普及器材整備費補助金 4,600,000 円
改良普及員の普及活動に必要な幻灯スライド、水質検査器並びに携帯用木工用器具セット等を整備する経費である。
- iv 農家生活技術改善研究費補助金 4,265,000 円
展示実験施設における実験材料費と、農家を指定して記帳と観察による生活技術の改善普及のための実験を行うに必要な経費、並びに12県を指定して実施する生活技術連絡研究会の開催に要する経費である。
- (ロ) 農業改良助長法第14条第1項第3号及び第4号に係るもの。
- (1) 改良普及員研修費補助金 9,844,000 円
地区に駐在する改良普及員にその地区の農業事情に応じ、必要な技術を分担習得せしめ、地区における総合的指導力をたかめるための特技研修と、一般的な資質の向上をはかる一般研修を実施するために必要な講師謝金、講習材料費等である。
- (2) 営農改善設計指導費補助金 2,944,000 円
簡易な農家簿記や経営設計書の記帳利用を手段として、農事研究会等の研究集団を対象として経営改善をすすめてゆくための旅費、事務費である。
- (3) 生活改良普及員研修費補助金 1,073,000 円
生活改良普及員に対し、生活技術、普及方法の研修を実施するための講師謝金、講習材料費等である。

- (4) 農家基準燃焼設備設置費補助金 2,295,000 円
普及事務所に改良燃焼設備を設置し、農民に展示して普及に役立たせようとするもので171カ所に改良かまど、130カ所に太陽熱利用タンクを設置するための材料費である。
- (5) 農業講習所費補助金 18,452,000 円
改良普及員等第1線農業技術者の養成のため、都道府県農業試験場に併設されている。農業講習所の増改築、補修費及び設備整備費である。
- (6) 生活改良普及員養成費補助金 1,193,000 円
全国3カ所に生活改良普及員の養成施設を設置し、補充に備えようとするものでその人件費、事務費である。
- (7) 経営伝習農場費補助金 14,864,000 円
農家の後継者育成のため、農業及び生活の実務講習を行う。都道府県の経営伝習農場の建物の増改築補修費並びに生産教育施設整備費である。